主な農業協同組合の事業

農協法条項	内容
10条1項1号	営農指導事業 (組合員の農業技術・農業経営の向上を図るため の教育指導活動)
10条1項2号、3号	信用事業(組合員への資金の貸付け、組合員への貯金・定期積 金の受入れ)
10条1項4号	購買事業(組合員の事業に必要な物資(肥料、農機具、農薬、 飼料等)や生活用品を共同購入する事業)
10条1項5号	利用事業(組合員の事業や生活に必要な施設(ライスセンター、 集会場等)を共同で設置する事業)
10条1項6号、7号	農業生産に関する事業(共同防除、農機による組合員農地の耕作等)
10条1項8号	販売事業(組合員が生産する農産物を共同で販売し、農産物の 価格・供給の安定化を図る事業)
10条1項8号	加工事業(組合員が生産した農作物を利用して、味噌、醤油などを製造・販売する事業)
10条1項10号	共済事業(死亡や火災など万一の事故に備えて、組合員が掛け金を積み立て、いざというときの生活保障を行う事業)